

新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策について

1. 当院の感染症対策について

当院では院内感染防止対策委員会のもと、院内感染防止対策指針・マニュアルおよび標準予防策（※1）による、手指衛生、防護具の使用、呼吸器衛生・咳エチケット、注射針や血液付着物および使用器材処理、感染性廃棄物取り扱い、診療器具の消毒・滅菌・治療室・歯科用ユニット（患者さんが座るチェアやライトなど）の消毒・滅菌・洗浄・清掃を徹底するとともに、歯科用ユニット 1 台ごとに粉塵の飛散防止装置を配備するなど、最新の感染防止対策を実施しております。

※1 標準予防策とは、感染症の有無に関わらず、全ての血液・体液・分泌物を感染症の危険があるものとして扱い、患者さんから医療従事者・医療従事者から患者さん・患者さんから患者さんへの病原体の伝播を防ぐための基本的な感染対策であり最も大切な考え方です。

2. 当院の歯科医師ならびに職員等の健康管理について

当院の歯科医師・歯科衛生士をはじめとする職員は、患者さんに安心かつ安全な医療を提供するため、全員が毎朝、体温の測定および体調不良の有無をチェックし、健康状態の確認を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染の有無に係らず、発熱ならびに体調不良等の症状が認められた職員は病院内に入ることができません。その場合、代わりの歯科医師・医師が責任をもって診療させていただきますので、何卒、ご了承願います。

2020年3月9日

神奈川歯科大学附属病院

病院長